

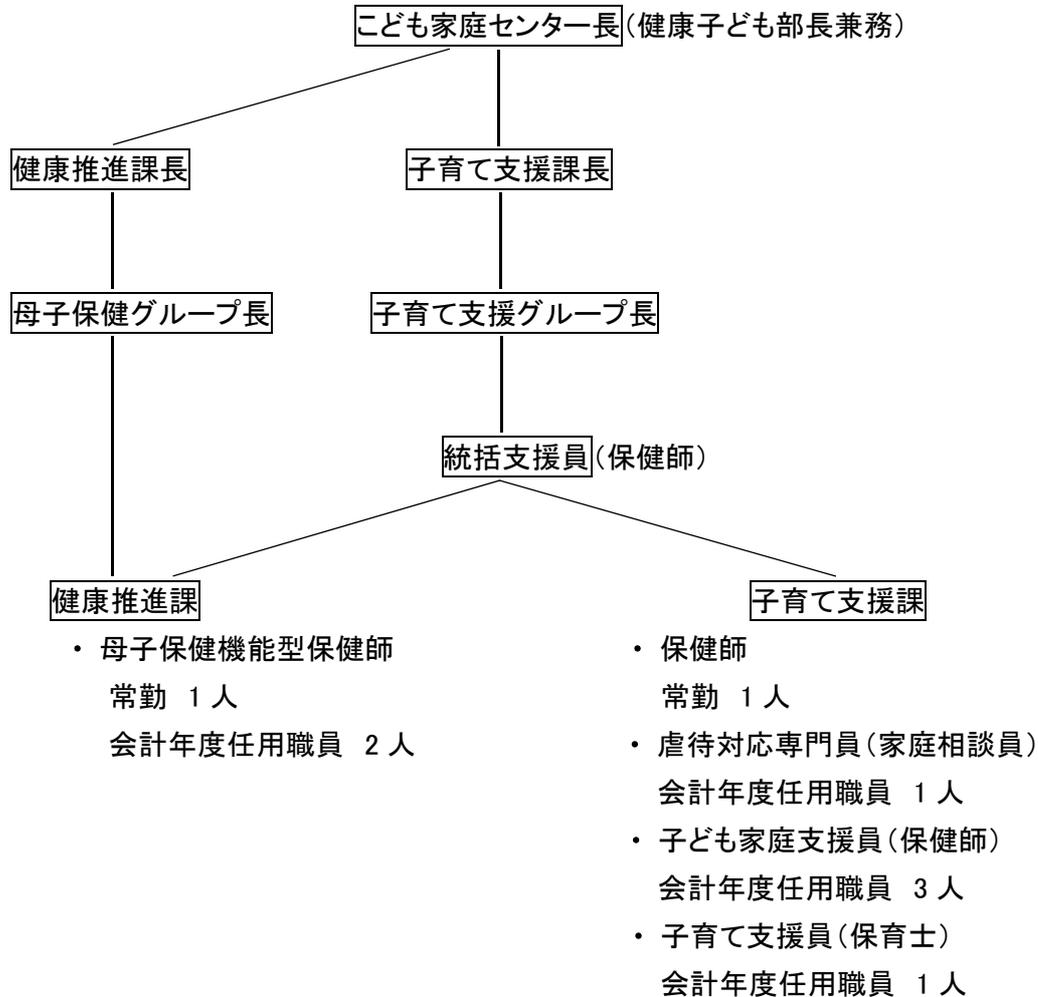
## 愛西市こども家庭センター(あいさいっ子相談室)について

## (1) 愛西市こども家庭センターについて

愛西市こども家庭センターは、通称「あいさいっ子相談室」として令和 6 年 4 月に設置。これまで、子育て支援課に設置されていた子ども家庭総合支援拠点(児童福祉機能)と健康推進課(佐屋保健センター)に設置されていた子育て世代包括支援センター母子保健型(母子保健機能)をあわせもった機能を有する。

こども家庭センターには、組織全体をマネジメントするセンター長を配置し、また児童福祉と母子保健の包括的支援が切れ目なく、漏れなくできるようマネジメントする役割を有する統括支援員を配置している。

## (2) 組織図



### (3)こども家庭センターの役割

母子保健機能と児童福祉機能の一体的運営により、妊産婦および乳幼児の健康保持・増進に関する包括的支援とこどもとその家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供することにより、虐待の予防、早期発見、早期支援ができるようにする。

また、地域資源を開拓し、関係機関の連携を高める体制を構築する。

### (4)新規事業について

#### ①サポートプランの作成(参考資料1)

包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の対象者の解決すべき課題、支援の種類及び内容等を対象者と支援者とで共有するもの。

#### ②家庭支援事業

##### ア 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する。

##### イ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場所を設ける等その他の必要な支援を行う。

#### ③合同ケース会議

母子保健分野と児童福祉分野での情報共有やサポートプランの共有、進捗管理を行う。

### (5)課題

子育て世代や児童本人からの相談窓口としての「あいさいつ子相談室」が設置されており、これまで子育て世代包括支援センター事業において関係機関との連携可能な体制は確立してきた。

こども家庭センター設置により、虐待予防の視点を取り入れた母子保健事業の実施と、児童福祉の視点を取り入れる体制を充実させる必要性があるため、今後も体制整備を進めることが必要である。

また、学齢期の支援とその後の支援をつなぐために、発達支援センターとの連携強化ができる体制整備を進めることが必要である。